

第329号

平成27年

9月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館 106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 茂木省藏
印 刷 所:タクノ印刷

【戸塚税務署より】



「着任のご挨拶」

戸塚税務署長

關 せき

精 すぐる

初秋の候、一般社団法人戸塚青色申告会の皆様方に益々御清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、徳島県の川島税務署から参りました。前田の豊島署長同様よろしくお願い申し上げます。

茂木会長様をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告の普及と正しい記帳に基づく適正な申告の推進を図るとともに、e-Taxの利用・普及など、様々な活動に積極的に取り組んでいただいており、その御尽力に対し深く敬意を表する次第であります。

さて最近の税務を取り巻く環境は、国際化、ICT化などの進展により、めまぐるしく変化する社会経済情勢の中、国税通

則法や消費税法等の改正、来年一月から運用が始まる「社会保障・税番号制度」の導入など大きな変化の中になります。

私どもといたしましては、このような状況の下、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、必要な税務行政の見直しに不断に取り組みつつ、納税環境を整備し、国税庁の使命である「適正かつ公平な課税及び徵収の実現」をしっかりと果たすことにより、国民の皆様方の負託に応えてまいります。

貴会の皆様方におかれましては、今後とも税務行政に対しまして、御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、一般社団法人戸塚青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の事業の御繁栄、御健勝を祈念いたしました。また、着任の挨拶とさせていた

職名	氏名	前任地
署長	關 精	高松局 川島署長
副署長(法人担当)	小巻 則仁	庁 情報技術室 システム研究官
副署長(総務担当)	黒滝 典恵	留任
総務課長	景山 昇一	局 調査第一部 調査管理課 課長補佐
個人1統括官	久保 盛司	平塚個人2統括官
個人2統括官	種村 洋一	留任
個人3統括官	坂下 利光	留任
個人4統括官	木元 宏昌	川崎南個人3統括官
個人指導上席	森田 斎	戸塚個人3上席

※署幹部の方並びに当会に関係のある方々を中心にご紹介しています。



小巻 副署長



黒滝 副署長



景山 総務課長



久保 個人1統括官



種村 個人2統括官



坂下 個人3統括官



木元 個人4統括官



森田 指導上席

今年度戸塚税務署職員紹介

(敬称略 順不同)

● 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について ●

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

● 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

● 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰があります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイナンバー）

(内閣府広報資料より)

事務局より

マイナンバーは、税務関係書類にも記載が必要になります。
所得税の申告書については、平成28年分以降の申告書が対象になりますが、各種申請書や届出書、また源泉徴収事務においては平成28年1月1日以降分から記載が必要になります。詳しくは会報や研修会でお知らせいたしますので、会員の皆様は10月以降に自治体より送付される「通知カード」等を大事に保管していただくようお願いいたします。

平成27年度 所得税・消費税の主な税制改正について

○所得税

財産債務明細書の見直し (以下の改正は平成28年1月1日以後の提出分から適用されます。)

	現 行	改 正 後
名 称	財産及び債務の明細書	財産債務調書
提 出 基 準	「その年分の所得金額が2千万円超」	「その年分の所得金額が2千万円超」かつ「その年の12月31において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」
記載事項の見直し	「財産の種類、数量及び価額」	「財産の種類、数量及び価額、財産の所在、有価証券の銘柄等」
未提出時のペナルティ	なし	財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過小申告加算税等を加減算する特例措置あり。

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 (平成28年分以後の所得税から適用)

- ・納税者の親族であることが確認できる書類（戸籍の附表の写し、出生証明書等）
- ・納税者が親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことが確認できる書類
(送金依頼書、クレジットカード利用明細書等)

○消費税

消費税率及び地方消費税率の引き上げ時期について

現在の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。

※経過措置により旧税率を適用する場合もあります。

区分/適用開始日	現 行	平成29年4月1日～
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7%	2.2%
合 計	8.0%	10.0%

優待割引サービス

平成26年4月より、神奈川県内の青色申告会々員の皆様へ、優待割引サービスの取扱いをスタートしています。是非ご利用ください。

- ・万葉の湯
- ・横浜八景島シーパラダイス
- ・サンリオピューロランド
- ・マホロバマイinz三浦
- ・ホリプロ
- ・横須賀美術館
- ・SPA EAS
- ・ズーラシア

- ・金沢動物園
- ・京急油壺マリンパーク
- ・観音崎京急ホテル
- ・横浜ベイシェラトン
- ・神奈川芸術劇場
- ・カップヌードルミュージアム
- ・城ヶ島京急ホテル・京急油壺觀潮莊

詳細、優待サービス券の発行は、青色申告会へご連絡をお願いいたします。
記載内容は一例です。電話：045-881-8558

厚生委員会よりお願い

使用済みの切手を集めています!!

当会では使用済み切手を収集し、全国青色申告会総連合経由で、慈善団体にお渡ししております。集められた切手は収集家に販売され、目の不自由なお年寄りが主に暮らしている施設の建て替え資金の一部に使われます。皆様もぜひご協力ください。

注) 切手を葉書・封筒から切り取られる際は、切手周りを1センチほど残して切り抜き、事務局へお持ちいただけようお願いいたします。

人も、会社も、もっと元気に！

中小企業退職金共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独)労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

事務局からのお知らせ

9月7日（月）は研修旅行の為、事務所を閉所いたします。また、10月27日（火）は研修会の為、午後1時より事務所を閉所させていただきます。会員の皆様のご理解ご協力をお願いします。

会の動き

◆報告(前号予定に掲載されなかった分)

6月25日(木)	総務委員会	(事務所)
7月16日(木)	正副会長会議	(事務所)
7月21日(火)	指導委員会	(事務所)
7月28日(火)	厚生委員会	(事務所)
7月30日(木)	広報委員会	(事務所)
8月25日(火)	厚生委員会	(事務所)

◆予定

9月6~7日	一泊研修旅行	(熱海)
9月24日(木)	理事会	(法人会館A会議室)
9月28日(月)	広報委員会	(事務所)
10月20日(火)	指導委員会	(事務所)
10月22日(木)	バス研修旅行	
10月27日(火)	マイナンバー研修会	(法人会館B会議室)
10月中	決算準備指導会	(JA横浜支店等) (詳細は別刷りチラシ参照)

歯科医師部会より

「災害医療」

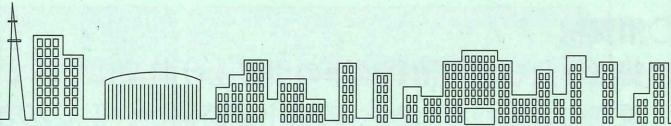
発災後数日間は普段の様な治療を受ける事は出来ません医療に携わる人員も資材も限られた中での対応になるからです。

必要な治療を必要な人にそのために怪我をした者をその状態によって四段階に振り分け選別し四色の札を付ける。

自分で動けるような軽症の者は緑色、呼びかけに答えるが骨折などで動く事が出来ない者は黄色、呼吸はしているが呼びかけに答えない者は急いで手当が必要で赤色、何も反応がない者は手当の必要なしとされ黒色になる。

一見理不尽のようにも思えるが物資を有効に使う為には大切な方法である。自分の身近な人を護る為に消防や日赤の行っている救急法を学んだり、傷を洗うための水やガーゼ包帯ぐらいは仕事場や自宅に備えておくことも必要ではないだろうか。

理事 前坂 秀行



* お 願 い *

転居や廃業をされた方、その他変更のある方は、事務局 (TEL.045-881-8558) までご連絡をお願いいたします。税務署へのお届けが必要になることもありますので、ご相談下さい。

当会の五木田正男理事が、平成27年7月3日ご逝去されました。当会への多大なご尽力に感謝致しまことともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

計 計
報 報

横山 昭 様 泉 区

萩原 昇一 様 泉 区

五木田正男 様 泉 区

謹んでご冥福をお祈りいたします。

※ 事故があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。